

# ○印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の 管理職員特別勤務手当の支給に関する規則

平成 14 年 3 月 22 日

規則 第 12 号

改正 平成 18 年 3 月 31 日 規則第 8 号 平成 28 年 3 月 31 日 規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例  
(平成 14 年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第 4 号。以下「給与条例」という。)

第 25 条の規定により、管理職員特別勤務手当の支給に関し、必要な事項を定める  
ものとする。

(管理職員特別勤務手当の額等)

第 2 条 給与条例第 25 条第 3 項の規則で定める額は、印旛郡市広域市町村圏事務組  
合一般職職員の管理職手当の支給に関する規則(平成 14 年印旛郡市広域市町村圏  
事務組合規則第 4 号。以下「管理職手当支給規則」という。)別表に掲げる補職名  
等の支給額に応じ、次に定める額とする。

- (1) 支給額が 88,500 円 12,000 円
- (2) " 70,500 円 10,000 円
- (3) " 66,500 円 8,000 円
- (4) " 53,200 円 6,000 円
- (5) " 41,700 円 2,000 円

2 給与条例第 25 条第 3 項の規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が 6 時間を  
超える場合の勤務とする。

第 3 条 給与条例第 25 条第 3 項の規則で定める額は、次の各号に掲げる管理職手当  
支給規則別表に掲げる支給額に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 支給額が 88,500 円以上の職員 6,000 円
- (2) 支給額が 70,800 円の職員 5,000 円
- (3) 支給額が 66,500 円の職員 4,000 円
- (4) 支給額が 53,200 円の職員 3,000 円
- (5) 支給額が 41,700 円以下の職員 1,000 円

2 給与条例第 25 条第 1 項の勤務をした後、引き続いて同条第 2 項の勤務をした管  
理職職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を  
支給しない。

(管理職員特別勤務実績簿等)

第 4 条 管理者は、管理職員特別勤務実績簿を作成し、これを保管しなければならない。  
い。

(補足)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当に関し必要な事項は、  
管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 3 号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条から第 4 条までの規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。